

# 伏見台校下防災会規約

(兼災害対策本部規約)

## 第1条 (目的)

この規約は、伏見台校下における住民が自主的な防災活動を行うことにより、地震、洪水、大火災その他の大規模災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## 第2条 (名称)

この会は、伏見台校下防災会（以下「本会」という。）と称する。

## 第3条 (事務所の所在地)

本会の事務所は、金沢市窪5丁目675（伏見台公民館内）におく。

## 第4条 (事業)

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災思想・知識の普及、啓発等災害予防活動に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材等の整備に関すること。
- (4) 地震等の発生時における災害対策本部設置に関すること
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、避難誘導、救出救護等災害応急対策に関すること。
- (6) 地震等の発生時における給食・給水に関すること。
- (7) 避難所における運営管理協力活動に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第5条 (会員)

本会は、伏見台校下内にある世帯をもって構成する。

## 第6条 (組織)

本会に災害対策本部を設置する。（附則別紙1）

## 第7条 (災害対策本部役員)

1. 本会災害対策本部に次の役員を置く。

- (1) 防災会会長 1人
  - (2) 公民館長 1人
  - (3) 社会福祉協議会会長 1人
  - (4) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 1人
  - (5) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 2人程度
  - (6) 各種団体長 6人
  - (7) 避難所運営委員長（以下「委員長」という。） 各避難所数名
  - (8) 防災士 校下内在住者
  - (9) 各避難所班長 15人
  - (10) 各班担当者 45人
2. 役員の職務分担は別途定める。（附則別紙2）
  3. 役員選出は会員の互選及び各町会からの推薦による。
  4. 役員の任期は3年とする、ただし再任を妨げない。町連会長、公民館長、各種団体長はその役職交代の場合は任期を待たずに役員を交代する。

#### 第8条（災害対策本部幹事）

本会災害対策本部役員のうち防災会会長、公民館長、災害対策本部長、災害対策副本部長、避難所運営委員長を災害対策本部幹事とする。

#### 第9条（会議）

本会に役員総会及び幹事会を置く。

#### 第10条（役員総会）

1. 役員総会は本会災害対策本部役員により構成する。
2. 役員総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
3. 役員総会は、防災会会長が招集する。
4. 役員総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他、役員総会が特に必要と認めた事。
5. 役員総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

#### 第11条（幹事会）

1. 幹事会は、本会災害対策本部幹事によって構成する。
2. 幹事会は、防災会会長が必要と認めた場合、防災会昔することができる。
3. 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 役員総会に提出すべきこと。
- (2) 役員総会により委任されたこと。
- (3) その他、幹事会が特に必要と認めたこと。

第12条（経費）

本会の運営に要する経費は、町会連合会からの助成金をもってこれに充てる。  
金額については町会連合会総会の承認による。

第13条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条（会計及び会計監査）

1. 会計及び会計監査は町会連合会会計及び会計監査がこれを兼務する。
2. 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。
3. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

（附則）この規約は、平成12年9月1日から施行する。

（附則）別紙1

（附則）別紙2

（改正）平成28年9月1日改正